

## 愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

### 1 日時

平成18年10月12日(木)午前9時30分～正午

### 2 場所

愛知県自治センター5階A会議室

### 3 出席者

委員8名、専門委員3名、説明のために出席した者(環境部職員)20名

### 4 議事の概要

#### (1) 部会長代理の指名

加藤久和部会長が加藤雅信委員を会長代理に指名した。

#### (2) 環境基本計画の変更について

##### ・事務局

資料1(環境基本計画の見直しの背景) 資料2(愛知県環境基本計画(平成14年9月策定)の目標の達成状況等)及び資料3(愛知県環境基本計画(平成14年9月策定)に基づく主な取組及び今後の課題の概要)の説明

##### ・質疑

##### (芹沢委員)

県内自然公園面積は、図で見るとほとんど横ばいであるが、数字を見れば減少している。自然環境保全部会では深刻な問題と捉えているので、棒グラフの数値の一番下を0にしないなどして、減少傾向がわかるようにしてほしい。

##### (加藤久和部会長)

計画の進捗を見る上でどういう指標が適切か、その指標を使ってどういう点検評価を行うかに関わる指摘である。

##### (度会専門委員)

地球温暖化の温室効果ガス排出量の直近データが2002年のものである。待ったなしの問題であるので、ある程度近いデータを分析してもらわないと対策を議論するのが難しい。

##### 事務局

今後は、自治体特有のデータも含め提供していきたい。

(中村委員)

温室効果ガス排出量の基準年度値と1990年の値の関係がわかりにくい。

事務局

基準年度値は、CO<sub>2</sub>やメタンについては1990年の値を使い、フロンに関するものは1995年の値を使うことになっている。

先ほどの棒グラフの目盛りの取り方や、注意書きの記載等についても、目標の達成状況の点検に当たり見直す。

(加藤久和部会長)

部会資料の問題のみならず、環境基本計画の進行管理に当たっても重要な点と考えるので、県民にもわかりやすいデータを提供してほしい。

絶滅危惧種については、自然環境保全部会でも議論されたと思うがどうか。

(芹沢委員)

毎年度は難しいので、5年置きに調査を行っている。

(清水委員)

「生物多様性の保全」というタイトルで、愛知県の自然環境保全を捉えるのは難しいのではないかと。「自然環境の保全」の方がよいのではないかと。

また、全般に、環境行政全体を表す資料となっていない。

地球温暖化のフロン回収・破壊量があるが、年ごとの量ではなくて、何年度までに愛知県内のフロンの回収を終わるかという目標の立て方が必要ではないかと。

「環境先進県づくり」は、目標なのか、今進めているのか、具体的に何を指すのかわからない。

基本計画はマスタープランなのか。数値目標を立てるなら政策議論をする必要がある。これらの点が不明確である。

(加藤久和部会長)

現行計画の立て方がこれでいいかという議論にも繋がってくる。

(藤江委員)

数値目標はある断面を切り取ったものであって、本質がどこにあるかが問題である。恵み豊かな環境の愛知が目標とすれば、それに向かうためには何を見ておけばいいのかということになる。そのように誘導する資料になっていけばよいと思う。

例えば一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量が順調に減ってきているという説明があったが、一方で発生量が増えているかもしれない。その差は中間処理で余分なエネルギーを使っている可能性もある。少し問題点を掘り下げてもらえると議論しやすい。フロンについても、回収されていないもののがかなりあって、それが環境にインパクトを与えている。

何が恵み豊かな環境の愛知の達成の阻害要因になっているかに突っ込んでもいいかなと思う。

(北田委員)

大気環境保全について、新交通システムが破綻しているということをきちんと評価して、その対策も考えていく必要がある。

大気は、これまで人間の健康への影響という視点から見られていたが、自然生態系を無理なく維持していくという視点も必要となる。自然、大気、水という振り分けでなく、またがるものについて計画でどうコメントしていくか難しいところである。

(加藤久和部会長)

現行の基本計画でも、またがるものがあるという認識に立ち、「あいち環境社会」の模式図がある。

(北田委員)

図で書いてあることを言葉にすると、物事が進んでいく。

(加藤久和部会長)

新交通システムの評価の話があったが、これに限らず、県の組織の問題もあるが、個別の事業が進められている中で、環境基本計画でどのように目標を引き受けるのかが、計画の改訂の度に問題となる。

(足立委員)

環境問題は待ったなしのものもあるし、長い期間を要するものもある。環境問題の解決には、次の世代の教育を早い時期から行う必要がある。万博の影響が環境学習にある程度あったと思うが、次世代教育に専門家の意見をフィードバックしていくとよい。

(井上専門委員)

数値目標を掲げるだけでなく、達成のための方法論が必要。例えばCO<sub>2</sub>削減についても具体的にどの業種かというような裏づけを出してもらいたい。

あまり大上段に構えて国がやるようなことをここで議論しても意味がない。県と我々産業界が一緒に取り組むに当たり、県がどこまでできて、産業界がどこまでできるかという歩み寄りができるよう、的を絞った議論をしたい。愛知らしさを出した格好にしたい。

(加藤久和部会長)

国の計画の縮小版でなく、愛知らしさが出ればよいという点では全く同感である。

(芹沢委員)

あまりにも個別数値目標にこだわると、他の環境に影響が出る。LCA的な発想から総合的に影響を考える必要がある。

事務局

これまで、環境基本計画は、環境基本条例に位置付けられた環境部だけの計画になりがちであったが、これからは全部局の施策がこの環境基本計画の基に進められ

るよう打ち出していきたい。

「環境先進県づくり」の取組とは、愛知県が環境先進県と呼ばれるような高い目標を掲げ、それに向かって現在あるいは今後どのように取り組むかという内部的な構想であり、これを反映させたいということである。

交通問題の指摘は、確かに自動車交通問題を考える上で、公共交通網の整備、第三セクターを中心とする公共交通事業経営の安定が課題であり、環境基本計画を県全体の計画と捉えるならば踏み込んで記載することも可能と考えられるので、調整していく。

次世代の教育、環境教育については、環境コミュニケーションにあるが、横断的な問題であるので、位置付けを考えたい。

今後新しい計画で数値目標を掲げるに当たっては、これまでなかった分野も含めて幅広くカバーしていきたいと考えている。

・事務局

資料4（新しい愛知県環境基本計画の策定の考え方）の説明

・質疑

（清水専門委員）

分かり易いと同時に、県民にこうして欲しいと具体的に施策の方向を示してほしい。それが協働につながる。

今後の環境施策の方向の2つ目の「持続可能な地域づくりの推進」は不変であり、1つ目の「環境がより良い社会・経済を形成」はその中に含まれるのではないかと。

「ゼロエミッション」という言葉は内容が分りにくいので、どうにかならないかと。

（井上専門委員）

中小企業対策として県は色々な施策を行っている。環境の側面からは、廃棄物の最終処分の段階では県がかなり関わっているが、不法投棄の原因として中間リサイクル業者の問題がある。事業者の規模が、中部は関東・関西に比べ半分ぐらいの規模で非常に零細であるので、これを支援するということが環境施策に結びつく。環境部だけでなく県全体で考えるという点で目玉になるのではないかと。

（藤江委員）

施策の階層が違うものが並んでいる。最終目標に至る過程により、また、県民により近いところからも並べることができる。実効ある普及をしていかなければならないものと、ショーケース、パイロット的なものという区分もできる。

社会経済動向の変化の中も、原因とその影響するものという流れがあると思う。

（萩原委員）

県の環境基本計画と市町村が住民の意見を聴きながら作る環境基本計画の接点はどうなるのか。市町村の努力が数値に表れてくるものなのか。

事務局

県の権限の範囲で県の施策に反映するための計画が県の環境基本計画であり、市町村の環境基本計画は住民に近い市町村の権限の範囲内で策定する。全く別というものではなく、例えば家庭における温暖化対策、こどもエコクラブ等についても、それぞれが連携している。

(加藤久和部会長)

現行の基本計画の長期的目標・中短期目標と、新しい基本計画の重点施策の関連はどうなるのか。基本計画の構成が変わるのか。

事務局

新しい基本計画の重点施策は、新しい政策の指針が2015年を目途としているので、短中期的目標を念頭に置いている。

(中村委員)

長期的目標は変わっていないということだと思うが、14年9月に策定したものを点検していいものは残せばよい。毎回新しい作文をすることに意味があるということではいけない。

(加藤久和部会長)

長期的目標は維持すべきであり、簡単に変えると安定性を欠く。

(板倉委員)

ゼロエミッションの所で先端環境技術の世界的な拠点化とあるが、これは愛知県だけではなく国を挙げて取り組む必要があり、国や国連への働き掛けが有用であろう。できればいいということではなく、決意表明が必要である。

(足立委員)

次の世代に受け継いでいくことをしっかりしないと環境先進県づくりと言っても不十分である。

(北田委員)

平成14年9月の7つの中短期目標を評価した上で、どのような関連で新しい18つの重点施策がどう出てきたかの説明がないと議論できない。

(清水専門委員)

循環というリサイクルという考え方が強い。持続可能な社会は、資源投入量を減らすということであり、循環論だけをやってはいけないと思う。

(加藤久和部会長)

次回までに事務局の方で議論できるよう資料を準備してください。

### (3) 愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて

・事務局

資料5(愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて)及び資料6(「愛知

県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて」に係る参考資料)の説明

・質疑

(芹沢委員)

追加自体は適切であると思うが、個別事業を追加する手法をなぜ取ったかを聞きたい。例えば岐阜、長崎、大分、鹿児島県のように、土地の区画形質の変更を一括して指定してしまえば、今後追加する必要もないし、法の下での平等の観点からすれば、個別事業指定の方法はふさわしくないのではないか。一定面積以上の面開発は何を目的とするものであれ、すべて対象とするという規定のほうが、より一般的であり、より公平であると思うが。

事務局

県条例の対象事業の決め方の歴史的経緯があり、継続性を考えた。もう一点は、アセスメントの結果が、事業内容に反映されることが法的に担保されていることが重要であるので、特定の事業に限定して対象としている。今回、県内の開発行為の状況から、当面追加する必要があるのは、鉱物の掘採であったので、限定して諮問した。

(芹沢委員)

県民の厳しい目が担保になりうることを考えると、将来的には一定規模以上の面的開発を加えていくことが公平だと思う。

万博のような大規模イベントも博覧会の理念の承継という意味で加えてはどうか。

事務局

イベントは、短期であること、主体が複雑であることなどから博覧会のみ適用できる要領で対応した。恒常的ではないので趣が異なる。環境影響評価法には10年経過後の見直し規定があるので、国の動向を見ながら、県条例もある段階では見直す必要が出てくることも考えられる。

(加藤久和部会長)

法技術的な問題も含め、今後の課題としたい。

(中村委員)

規模の変更があった場合は、どういう取扱いになるのか。

事務局

新たに拡大する部分の面積が規模要件に該当すれば対象になる。

(加藤久和部会長)

75haの規模と、37.5haの土地改変という両縛りになっているので、ある程度カバーできるものと考えられる。

基本的には、事務局提案どおり了解するというので、次回答申案を審議する。

以上